

## 平成25年度 事業報告書

自 平成25年4月1日

至 平成26年3月31日

### (総括的概要)

#### (1)改革の推進

筑紫野市の学童保育は保護者が指導員と共に汗をかき、作り上げてきた伝統と歴史がある。季節学童も含め1200人を超える児童と69名の職員を抱える組織となった今もその関わりは変わらない。昨年度の組織改革により法人運営の規範である規程間の矛盾や不備を整理し、理事任期延長と専務理事の設置による事務局体制の強化を図ったことで組織強化の環境整備(運営体制)については一定の整理ができたところである。

しかしながら、利用する保護者にとって「共に汗をかき作り上げる」という筑紫野市の学童保育の「守るべき伝統とあるべき姿」が「希薄」になってきている状況にある。それは保護者会への参加率の低下や保護者会役員選出の難航、保育料納付の遅延などに顕著に表れている。

また、子ども・子育て支援法施行に係る諸問題については子育て支援課との協議を重ねながら対応を検討していく必要がある。

したがって、平成25年度は下記の基本方針により改革を推進した。

#### 1. 法人経営方針

平成24年度の法人改革の成果を活かし、さらなる改革を推進する。平成27年4月に予定されている「子ども・子育て支援法」施行への対応のため常勤専務理事を中心とした体制の強化に努める。

#### 2. クラブ運営方針

保育理念と保育方針に基づいた具体的な保育計画を策定し実施する。併せて保育計画の点検・評価を行い来年度以降の保育の質を継続的に改善・向上させ、保育理念を具現化する体制の基礎を築く。

### (2)取り組みの主な具体的成果

#### ①基本理念・保育理念の醸成と経営の安定化の推進

明文化された「基本理念・保育理念」を学童保育所に掲示することにより、利用者であり会員でもある保護者と指導員が「共有」し「なりゆきまかせ」の「託児」ではなく「法人理念」に基づいた「保育理念・方針」に従って指導員が「保育計画・実践」を行っていく事が周知できた。

## ②理事会・執行部・指導員の一体経営の推進

当法人の活動において保護者会は実質的な運営機関であり、指導員との「協働」と「理念の共有」により法人事業計画や保育計画の実施、法人経営を行った。

常勤専務理事の設置により子育て支援課とのコミュニケーションの促進、運営委員会や主任者会議等への出席など執行部と指導員間の意思疎通の改善が図られた。

## ③内部事務管理体制の確立と効率化の推進

常勤の専務理事を配置し事務局を統括することで事務局運営体制の強化を図った。

また、事務処理規程・会計規程に基づいた事務処理の徹底や文書管理規程に基づいた「記録・検証主義体制」を確立した。

監査マニュアルの導入により、理事及び事務局への牽制体制の強化・整備を行った。

## ④情報の共有化・発信力の強化

広報委員会を中心にちくしっ子ネットワークホームページの内容を検討し、各学童報告掲載による地域行事への参加や日頃の児童の様子などが伺える内容配信など情報共有の充実に取り組んだ。

1. 理事会資料・各種議事録・規程等の掲載
2. 採用試験情報・求人情報の掲載

## ⑤主任者制度の精査

主任者に求められる資質等について指導員全員を対象としたアンケートを行い、執行部で主任者制度を含めた人材育成基本方針について検討した。

## ⑥指導員研修制度の確立

法人独自研修を「麻生教育サービス」へ依頼し実施した。「指導員」としてだけでなく「人として」「社会人として」の接遇マナー研修を行った。

## ⑦職員の処遇改善に向けた取り組みの推進

「会議手当」を廃止し「時間外勤務手当」への切替え等、法令遵守の観点から職員の処遇改善に向けた取り組みの推進等を行った。

## ⑧地域貢献・地域交流の推進

地域活動への参加や地域の方々との交流を行った。子どもたちにとって地域社会について多くの経験を得る機会となるとともに、交流を通じて地域の方々の学童への理解を促進した。

以下事項別状況について報告する。